

10月4日にお問い合わせいただいた件について

【質問】

第55回 参議院 通信委員会 第7号（昭和42年5月23日）において、当時のNHK佐野理事の答弁では、NHK受信料の収納率は99.4%との答弁がありましたが、現在、2021年度末の受信料支払い率は78.9%と2割以上の未収債権が発生しています。

これについて

- ①受信料の未収債権は、いわゆる会社法などのB/Sで記載しなければならないとされている売掛債権と同類であり、計上する必要があると思いますが、これについての見解を教えてください。
- ②上記未収債権について、直近10年度分の金額（総額）を教えてください。
- ③NHKは未契約者について裁判を起し、受信料債権の回収を試みていると認識しておりますが、この未契約者の受信料債権について、把握している債権額を直近10年度分の総額で教えてください。

【回答】

受信料収入については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準にもとづき、受信契約件数を基に算出される受信料債権額から、収納が困難と見込まれる未収者の債権額を除いて計上しております。「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の第15条三では、売掛金について、「破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く」とされており、受信料未収債権については、これを準用して会計処理を行っています。

受信契約を締結したうえで、経済的な理由等により1年以上お支払いが滞っている未収債権について、直近10年度分の総額は集計しておりませんが、発生年度別（2017年度～2021年度分）に管理している債権は798億円となります。

未契約の方については、受信契約を頂いた後、受信料債権が発生します。また、未契約訴訟により受信契約が締結された後の債権額は、民事手続きの状況や時間の経過により変動するため、お示しできません。